

みどり通信

第189号 2011. 6. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P5	● あとがき	P8
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P9



ただいまゴーヤときゅうりでグリーンカーテン作成中



あの窓まで…がんばれ！



真っ赤なダリヤも見頃です

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、6月6日のホームページ掲載のものからです。

『長く続く企業の特徴は・・・』

いよいよ、今月22日より後継者のための経営基本講座を開催いたします。後継者のための・・・とありますが、今一度経営の基本を学びたいあるいは再確認したいという方大歓迎です。全11回で、毎回夜6時～9時の3時間です。

- ・社長の仕事とは
- ・会計で会社を強くする方法
- ・これだけは知っておきたい会社の税務・法務
- ・会社のビジョンを明確にすることの必要性
- ・経営計画の作り方・その活かし方
- ・業績管理の仕組み作り
- ・キャッシュフロー経営とは・その必要性
- ・DISC研修（自己行動特性の認識およびチームワーク強化・部下育成）

などなど、中小企業経営に欠かせない基本となる事柄を学びます。

当然、「後継者の心構え」についても学んでいきます。著名講師等をお招きしての研修も用意しています。

また、第1回目には実際に「事業承継を現に進めておられる社長様」をお招きして、経営に対する考え方や今後の経営方針や事業承継の進め方、さらに第3回目には「数年前より事業承継を始められている側の後継者の方々数名においてのパネディス」も予定しています。その後に懇親会も予定しており、直接本音の話をお聞きする場を計画中です。

先日、その第1回目にお話頂く予定の社長様と打ち合わせをさせていただきました。

打ち合わせだけで終わらずに、当日お話し頂く内容を具体的にお聞きした次第。

- ・長く続く企業の特徴は
- ・人・物・金が大事
- ・経営者を含めた管理職は、実は社員から扶養されている
- ・決算書は取引先に公開
- ・整理を徹底的にする（整理とはトップの判断でいらぬものを捨てること）

などなど。

本当に今から楽しみです。当事務所スタッフ全員で、参加いただいた方から「参加して本当に良かった」と言っていたけるように準備を進めています。

まだ、席に数名の余裕があります。この機会にぜひ参加いただければ幸いです。毎回、講師の推薦の書籍を贈呈させていただきますのでこちらも楽しみに。

経営者の使命は、後継者を育成すること！

後継者の使命は、企業を永続させること！

当事務所は、中小企業の永続発展を願い共に考え行動すること目指しています！！

(<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/new/H23.06koukeisya2.pdf>)

逆境をチャンスに変えましょう！！

新しい週の始まりです。今週も充実した一週間にしたいものですね！

税理士 山 口 昇



今月 本小冊子をお客様に配布させていただきます！

仕入税額控除の要件について

前回の「帳簿書類の保存」の内容でも触れましたが、消費税の課税事業者は、仕入税額控除を受けるためには、「課税仕入れ等の事実を記載した帳簿」及び「課税仕入れ等の事実を証する請求書等」を保存しなければなりません。災害等によるやむを得ない場合を除き、この保存がない場合には、その保存がない部分の課税仕入れ等の税額について、仕入に係る消費税額の控除をすることができなくなり、本来の税額よりも多額の負担が課せられることとなってしまいます。

◇仕入税額控除の要件となる帳簿への記載事項

帳簿への記載事項については、以下の内容が必要となります。

- ① 課税仕入れの場合
 - (a) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 (誰から)
 - (b) 課税仕入れを行った年月日 (いつ)
 - (c) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (何に対する課税か)
 - (d) 課税仕入れに係る支払対価の額 (金額)
- ② 課税貨物の引取りの場合 (輸入取引等)
 - (a) 課税貨物を保税地域から引き取った年月日 (いつ)
 - (b) 課税貨物の内容 (何に対する課税か)
 - (c) 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額
及び課税貨物の引取りに係る消費税額 (金額)

◇仕入税額控除の要件となる請求書等

その保存が仕入税額控除の要件となる請求書等とは、課税資産の譲渡等を行った者等が発行した請求書、納品書及び領収書その他これらに類する書類で、次の事項が記載された書類をいいます。

- (a) 書類の作成者の氏名又は名称
- (b) 課税資産の譲渡等を行った年月日
(まとめ発行の場合には、その対象期間)
- (c) 課税資産の譲渡等の対象とされた資産又は役務の内容

(d) 課税資産の譲渡等の対価の額

(その課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、その相当する額を含んだ額。免税事業者が発行する場合には対価の額)

(e) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(課税仕入れを行った事業者が作成する書類で、記載事項について課税仕入れの相手方の確認を受けたもので、上記に掲げる内容等一定の要件を満たしているものは、同様に取り扱われます。)

また、輸入取引等の場合での、保税地域からの課税貨物の引取りの場合における請求書等とは、輸入時に税関長から交付される輸入許可書、賦課決定通知書等で次の事項が記載された書類をいいます。

(a) 保税地域の所在地を所轄する税関長

(b) 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなった年月日

(c) 課税貨物の内容

(d) 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額

(C I Fと表示されている申告価格や、関税額を含めた課税標準額、消費税額、地方消費税額がそれぞれ記載されています。)

(e) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

◇帳簿等の保存期間

課税仕入れ等の事実等を記録した帳簿及び課税仕入れの事実を証する請求書等は、**課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間**、納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に**保存しなければなりません**。例えば、3月末決算の法人であれば、今年の6月1日から7年間となりますので、平成30年5月31日までの保管が必要となります。(ただし、帳簿及び請求書等の保存期間のうち6年目及び7年目は、帳簿又は請求書等のいずれかの保存で足りることとされています。)

自社の状況を正確に把握するためだけでなく、前回・今回とご案内させていただいた帳簿の要件をもれなく満たすためにも、日々の正確な記帳処理はかせないものとなります。前回にも書かせていただいた通り、各企業様における特徴もおりだと思えます。経理状況の確認だけでなく、処理方法の見直し・改善等を含めたご相談にも応じますので、詳細につきましては遠慮無く、当事務所各スタッフまでお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

月額変更届は忘れずに

被保険者の報酬が、昇（降）給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わった時は、「月額変更届」により標準報酬月額を改定を行います。下記の **1** または **2** のような月額変更届をご提出いただく場合には、変動前後の報酬及び支払基礎日数の確認のため、①～③の書類を添付していただく必要がございます。

1 (1) 従前の標準報酬月額から5等級以上下がっている月額変更届

2 (2) 受付年月日が改定月の初日から60日以上経過している月額変更届

2 の場合については、次の点にご注意ください。

- この場合の受付年月日は、事務センターまたは年金事務所の受付年月日を意味します。郵送等でご提出いただく場合の発送日、消印日等とは異なりますのでご注意ください。
- 昇級・降級及び変動等級差を問わず必要となります。

※なお資格取得届、資格喪失届についても、受付年月日が事実発生日より60日以上経過している場合、同様の書類を添付していただく必要がございます。

必要な添付書類

- ① 固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳の写し
- ② 固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの出勤簿の写し
- ③ 被保険者が役員の場合は取締役会議事録（役員報酬を決定した取締役会分のみで可）等の写し

例1

役員である被保険者の固定的賃金を2月に引き下げて5月に標準報酬月額が5等級以上下がる月額変更届を提出する場合に必要な書類

- 1月から4月の賃金台帳の写し
- 2月から4月の出勤簿の写し
- 取締役会議事録の写し

例2

被保険者の固定的賃金を12月に引き上げて3月に標準報酬月額が2等級上がる月額変更届を5月に提出する場合に必要な書類

- 11月から2月の賃金台帳の写し
- 12月から2月の出勤簿の写し

その他、ご不明な点等ございましたら、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

退職後継続再雇用について

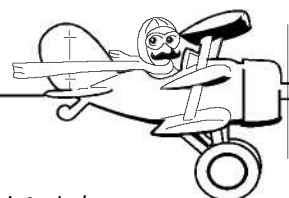
退職により嘱託等として再雇用される場合は月額変更届ではなく、資格喪失届と資格取得届をご提出いただくことがあります。その際は、退職したことがわかる書類（就業規則や退職辞令の写しなど）と再雇用されたことがわかる雇用契約書の写しの両方を添付願います。この両方の書類がない場合は事業主様の証明書でも構いません。なお、定年退職後再雇用となる方も同じ取扱いとなります。

※退職後継続再雇用時に年金を受給する権利をお持ちの60歳から64歳の方が対象となります。それ以外の方の定年退職後再雇用に伴う報酬変更については、通常通り月額変更届をご提出いただくこととなります。

経営者のための生命保険講座 第 146回

今回のテーマ

新潟県の先進医療



今回は新潟県で実施されている先進医療についてお知らせいたします。
先進医療と耳にする機会があるかと思いますが、新潟での技術等をご案内いたします。

先進医療とは・・・

先進医療とは大学病院などの医療機関で行われる最先端の医療のうち、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で行われる特定の医療技術のことです。

新潟県がんセンター 新潟病院	
先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
経皮的骨形成術	悪性腫瘍(骨・軟部組織)

新潟県立 小出病院	
先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
超音波骨折治療法	外傷・外因(中毒ほか)

新潟大学医歯学総合病院	
先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
インプラント義歯	歯科・口腔外科疾患
光学印象採得による陶材歯冠修復法	歯科・口腔外科疾患
骨髄細胞移植による血管新生療法	循環器系疾患
パクリタキセル静脈内投与(一週間に一回投与するものに限る)及びカルボプラチン腹腔内投与(三週間に一回投与するものに限る)の併用療法	悪性腫瘍(消化器など腹部)
歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法	歯科・口腔外科疾患
腹腔鏡下子宮体がん根治手術	悪性腫瘍(乳房、子宮など女性器)

独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院	
先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
超音波骨折治療法	外傷・外因(中毒ほか)

楽山会 三島病院	
先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助	精神・行動障害

山口眼科医院	
先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	眼科疾患

※平成23年6月1日時点になります。

今回は新潟県の先進医療についてご紹介いたしました。詳細等ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。また、現在全額自己負担である先進医療の技術料を保障する保険も数多く出ておりますのでお気軽にご相談ください。

<担当:西丸保幸>

PL保険(生産物賠償責任保険)

製造または販売したものの(生産物)、あるいは行った工事・作業の結果(完成作業)が原因となって、人身事故または財物事故が生じ、その被害者との間で賠償問題が発生し、「法律上の賠償責任※」を負った場合に被る損害を補償します。

①生産物危険に対して(事故例)

- 製造・販売したテレビに欠陥があり、発火したため家屋が焼けた。
- 販売した建売住宅の配水管に欠陥があったために、水漏れ事故が発生し、家財が汚損した。
- 警告ラベルの不備により、幼児がおもちゃでケガをした。
- 製造した加工食品に異物が混入していたために多数の人が健康を害した。
- レストランで提供した料理が原因で食中毒事故が発生した。

②完成作業危険に対して(事故例)

- 電気配線工事にミスがあり、漏電によって火災が発生した。
- 配水管の補修工事にミスがあったため水漏れが発生し、家屋が水浸しになった。
- 暖房装置の設置ミスにより、一酸化炭素中毒が発生し、死亡者が出た。
- ビル外壁のタイル張り工事にミスがあり、完成後のタイルが落下し、通行人がケガをした。
- 看板据付工事にミスがあり、看板が落下し、近隣の家屋を損壊した。

③保険金をお支払いできない場合

- 保険契約者、被保険者が故意に起こした事故
- 被保険者の従業員の方の業務上災害
- 故意または重大な過失により法令に違反して行った生産、販売した生産物によって生じた事故。あるいは違反して行った仕事の結果によって生じた事故。
- 製造、販売した欠陥製品を修理したり、完全なものに取り替える費用
- 欠陥のあるもの、あるいはその疑いのあるものの回収(リコール)や検査などに要した費用
- 作業中に発生した事故

※「法律上の賠償責任」

根拠となる法律については特に限定しておりません。法律上の賠償責任は必ずしも裁判によって決する必要はなく、示談・和解などの客観的に法律上の損害賠償責任があると判断される場合は対象となります。

1. 被害者への損害賠償金
2. 弁護士等の訴訟・仲裁・和解に要した費用
3. 被害者の応急手当、病院への護送費用

担当：星野

これからの研修

後継者塾 加茂商工会議所 6月22日(水) ~ 全11回
時間はいずれも 18:00 ~ 21:00

TKC生涯研修 公開講座 講師：棚橋隆司氏 「自己資金中心の経営へ舵を切る！
企業経営の本勘定は5つ！」
燕三条ワシントンホテル 7月11日(月) 10:30 ~ 12:30

TKC生涯研修 公開講座 講師：松木 毅氏 「プラスイメージ・プラス思考になれば
誰でも目標を達成できる」
燕三条ワシントンホテル 7月11日(月) 13:30 ~ 16:30



あ と が き

6月に入りそろそろ梅雨入りを気にする季節ですね。皆さんは梅雨は好きですか？嫌いですか？

好き嫌いの分かれる季節で、どちらかと言うと嫌いな人が多いイメージですが、毎月訪問させていただくある社長さまは、「私は梅雨は嫌いじゃないんだ！」と笑顔でよく言われるのできっとお好きなんだろうと思ってお聞きしています。

そんなお話しを繰り返しお聞きしているうちに、ガーデニングなどの花や木々に元氣を与えてくれたり、果物や野菜の生育や夏場の水道水などにも梅雨の雨が重要な役割を果たしているのだと改めて感じ、感謝するとともに、物事を様々な角度から見なければいけないと思いました。

宮 本 隆 夫

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

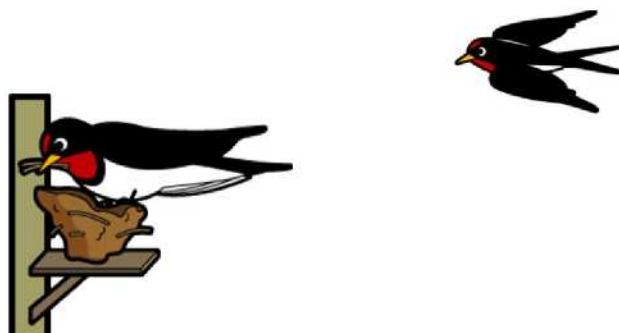


日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※ 研修のため、6月29日は1日、7月11・13日は午後から
事務所が不在となります。
大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp